

議第25号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第44号の5の表中

「

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

」

を

「

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定により、同項各号に掲げる事項を記載する場合は、申請に係るそれぞれの建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。

」

に改める。

第2条第44号の6の表中

「

備考 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に

定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

を
「

備考

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定により、当該建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「計画」という。）の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。
- 2 計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又は削除する場合を除く。）に係る建築物の数が2以上である場合は、申請に係るそれぞれの建築物のこの表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額の欄に掲げる額を合算した額とする。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の規定により、計画に同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合は、前号に定める額に相当する額とする。

に改める。

第2条第44号の7の表中「同号イ(2)及びロ(2)」を「同号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の5から第44号の7までの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士